

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定による  
計画の認定事務取扱い要領

第1 趣旨

市長が行う高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第17条から第22条まで及び第53条第4項に規定する計画の認定等に関する手続きについては、法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 意義

この要領において使用する用語の意義は、特に定めるものを除き、法及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に定めるところによる。

第3 事前協議

- 1 市長は、特定建築物の建築、修繕又は模様替（修繕又は模様替にあっては、建築物特定施設に係るものに限る。）をしようとする者に対し、法第17条第1項の規定による計画の認定申請に先立って、当該特定建築物の建築物特定施設の構造及び配置に関し移動等円滑化のために必要な政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準及び高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするため誘導すべき国土交通省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準となるべき事項への適合状況について協議を求めるものとする。
- 2 1に規定する協議は、様式第1号による計画の認定事前協議書に、次に掲げる図書を添えて行うものとする。
  - (1) 様式第2号による建築物移動等円滑化誘導基準チェックシート
  - (2) 付近見取図、配置図（外構計画を含む。）各階平面図及び断面図（敷地の断面図を含む。）

第4 認定申請書の添付書類

省令第8条の申請書には、同条の表に掲げる図書のほか、建築物移動等円滑化誘導基準チェックシートを添付するものとする。

第5 法第17条第4項等の規定による申出に係る添付書類

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要する特定建築物に係る法第17条第4項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出は、建築基準法第6条の3第7項の適合性判定通知書又はその写しを添えて行うものとする。

## 第6 計画の通知

法第 17 条第 5 項の規定による建築主事への建築の計画の通知（以下「計画の通知」という。）は、様式第 3 号による通知書により行うものとする。

## 第7 適合通知書等

- 1 法第 17 条第 6 項において準用する建築基準法第 18 条第 3 項の規定による確認済証は建築基準法施行規則別記第 42 号の 3 様式により行うものとする。
- 2 法第 17 条第 6 項において準用する建築基準法第 18 条第 14 項の規定による通知は、適合しない旨の通知にあつては建築基準法施行規則別記第 42 号の 5 様式による通知書、適合するかどうかを決定することができない旨の通知にあつては建築基準法施行規則別記第 42 号の 6 様式による通知により行うものとする。

## 第8 申請者への通知

- 1 市長は、申請のあった計画を認定しないことを決定したとき、又は建築主事から第 7 2 に規定する適合しない旨の通知があつたときには、速やかにその旨を様式第 7 号による通知書により、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、建築主事から第 7 2 に規定する適合するかどうかを決定することができない旨の通知があつたときは、速やかにその旨を様式第 8 号による通知書により、申請者に通知するものとする。

## 第9 計画の変更

- 1 市長は、認定建築主等が計画の認定を受けた計画の変更をしようとする場合には、あらかじめ、当該認定建築主等に対し、当該変更の内容が法第 18 条第 1 項の計画の変更の認定を要するか否かについて協議を求めるものとする。
- 2 法第 18 条第 1 項の規定により計画の認定を受けた計画の変更をしようとする場合の申請は、様式第 9 号による変更認定申請書に、省令第 8 条の表に掲げる図書及び建築物移動等円滑化誘導基準チェックシートに、変更の内容を明示したものを添えて行うものとする。
- 3 法第 18 条第 2 項において準用する法第 17 条第 3 項の規定による認定の通知は、様式第 10 号による変更認定通知書により行うものとする。

## 第10 報告の請求書

法第 53 条第 4 項の規定による認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況についての報告の請求は、様式第 11 号による認定特定建築物の建築又は維持保全状況報告請求書により行うものとする。

#### 第 11 改善の措置命令書

法第 21 条の規定による措置命令は、様式第 12 号による認定特定建築物改善命令書により行うものとする。

#### 第 12 計画認定取消通知書

法第 22 条の規定による計画の認定の取消しは、様式第 13 号による認定取消通知書により行うものとする。

#### 第 13 認定申請取下げ届

計画の認定を申請した者が計画の認定を受ける前に当該認定の申請を取下げようとする場合の届出は、様式第 14 号による認定申請取下げ届により行うものとする。

#### 第 14 工事取りやめ届

認定建築主等が認定を受けた建築物の工事を取りやめようとする場合の届出は、様式第 15 号による工事取りやめ届に認定通知書を添えて行うものとする。

#### 第 15 維持保全計画届

認定建築主等が法第 17 条第 2 項第 3 号の規定による特定建築物の維持保全の計画を定めずに計画の認定を受けた場合における当該認定特定建築物の維持保全の届出は、様式第 16 号による維持保全計画届により、当該認定特定建築物の工事の完了時までに行うものとする。

#### 第 16 工事完了の報告、検査等

- 1 市長は、認定特定建築物の工事が完了した場合には、様式第 17 号による工事完了報告書の提出を認定建築主等に求めるものとする。
- 2 市長は、1 に規定する工事完了報告書を受理したときは、その職員に、認定特定建築物の建築が認定を受けた計画に従って行われているかどうかを検査させ、適切でないと認める場合は、認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるよう求めるものとする。

#### 第 17 書類の提出部数

法、省令及びこの要領の規定により市長に提出する書類の部数は、省令に定めるものを除き、第 9 の 1 に規定する変更認定申請書にあっては正本 1 部及び副本 1 部、その他の書類にあっては 1 部とする。

附 則

- 1 この要領は、平成 18 年 12 月 20 日から施行する。
- 2 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の規定による計画の認定事務取扱い要領は、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

計画の認定事前協議書

年 月 日

(あて先) 浜松市長 鈴木 康友

住 所	}	印
特定建築主		
氏 名		
電話番号		

[ 法人にあっては、その主たる事務所の所在地 ]  
 [ 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 ]

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第1項の規定による特定建築物の計画の認定を受けたいので、特定建築物の建築物特定施設の構造及び配置の計画に係る事前協議書を提出します。

1 認定を受けようとする特定建築物の概要

(1) 名 称
(2) 所 在 地
(3) 主要用途
(4) 規 模 等
ア 敷地面積 [                      m <sup>2</sup> ]
イ 建築面積 [                      m <sup>2</sup> ]
ウ 延べ面積 [                      m <sup>2</sup> ]
(5) 確認の特例 法第17条第4項の規定による適合通知を受ける旨の申出の有無 [ 有・無 ]
(6) 工事着工予定年月日
(7) 工事完了予定年月日

2 代理者(設計者等)の連絡先

- (1) 資格
- (2) 氏名
- (3) 事務所の名称
- (4) 所在地
- (5) 電話番号

受付欄	決裁欄	処理欄
年 月 日		年 月 日
第 号		係員印
係員印		

備考

- 1 必要事項を記入し、又は該当事項を で囲んでください。
- 2 印のある欄には、記入しないでください。
- 3 誘導的基準チェックシート(様式第2号) 付近見取図、配置図(外構計画を含む。) 各階平面図及び断面図(敷地の断面図を含む。)を添付してください。

様式第2号(第3 関連)  
**建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト**

施設等の欄の「第 条」はバリアフリー新法誘導基準省令の該当条文

一般基準

施設等	チェック項目	
出入口 (第2条)	出入口 (便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く)	-
	(1)幅は90cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	ー以上の建物出入口	-
	(1)幅は120cm以上であるか	
廊下等 (第3条)	幅は180cm以上(区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所がある場合、140cm以上)であるか	
	表面は滑りにくい仕上げであるか	
	点状ブロック等の敷設 (階段又は傾斜路の上端に近接する部分) 1	
	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	側面に外開きの戸がある場合はアルコーブとしているか	
	突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	
	休憩設備を適切に設けているか	
上記、 は車いす使用者の利用上支障がない部分( 2)については適用除外		
階段 (第4条)	幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cm以内まで不算入)	
	けあげは16cm以下であるか	
	踏面は30cm以上であるか	
	両側に手すりを設けているか(踊場を除く)	
	表面は滑りにくい仕上げであるか	
	段は識別しやすいものか	
	段はつまずきにくいものか	
	点状ブロック等の敷設(段部分の上端に近接する踊場の部分) 3	
主な階段を回り階段としていないか		
傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置 (第5条)	階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る)を設けているか	
	上記 は車いす使用者の利用上支障がない場合( 4)は適用除外	

- 1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)
  - ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
  - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
  - ・自動車車庫に設ける場合
- 2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分(告示第1488号)
- 3 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)
  - ・自動車車庫に設ける場合
  - ・段部分と連続して手すりを設ける場合
- 4 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段である場合(告示第1488号)

一般基準

施設等	チェック項目	
傾斜路 (第6条)	幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)であるか	
	勾配は1/12以下であるか	
	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
	両側に手すりを設けているか(高さ16cm以下の傾斜部分は免除)	
	表面は滑りにくい仕上げであるか	
	前後の廊下等と識別しやすいものか	
	点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) 1	
	上記 から は車いす使用者の利用上支障がない部分( 2)については適用除外	
エレベーター (第7条)	必要階(多数の者が利用する居室又は車いす使用者用便所・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階)に停止するエレベーターが1以上あるか	
	多数の者/主として高齢者、障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	-
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	多数の者/主として高齢者、障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	-
	(1) のすべてを満たしているか	
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	
	(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	-
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(6)かごの幅は140cm以上であるか	
	(7)かごは車いすが転回できる形状か	
	不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	-
	(1) (2)、(4)、(5)、(7)を満たしているか	
	(2)かごの幅は160cm以上であるか	
	(3)かご及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか	
	(4)乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか	
	(5)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	-
	3	
	(1) のすべて又は のすべてを満たしているか	
	(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	
	(3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	(4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	

1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分(告示第1488号)

3 告示で定める以下の場合を除く(告示第1487号)

- ・自動車車庫に設ける場合

一般基準

施設等	チェック項目	
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (第8条)	エレベーターの場合	-
	(1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第七号のもの)であるか	
	(2)かごの幅は70cm以上であるか	
	(3)かごの奥行きは120cm以上であるか	
	(4)かごの床面積は十分であるか(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	
	エスカレーターの場合	-
便所 (第9条)	車いす使用者用便房を設けているか(各階原則2%以上)	
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)車いす用便房及び出入口は、幅80cm以上であるか	
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(各階1以上)	
	車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか(当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く)	
ホテル又は旅館の客室 (第10条)	床置式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか(各階1以上)	
	車いす使用者用客室を設けているか(原則2%以上)	
	(1)幅は80cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	便所(同じ階に共用便所があれば免除)	-
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか(当該便房を設ける便所も同様)	
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)	
	浴室等(共用の浴室等があれば免除)	-
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか		
(3)出入口の幅は80cm以上であるか		
(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		



一般基準

施設等	チェック項目	
敷地内の通路 (第 11 条)	幅は180cm以上であるか	
	表面は滑りにくい仕上げであるか	
	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	段がある部分	-
	(1)幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cm以内までは不算入)	
	(2)けあげは16cm以下であるか	
	(3)踏面は30cm以上であるか	
	(4)両側に手すりを設けているか	
	(5)識別しやすいものか	
	(6)つまずきにくいものか	
	段以外に傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けているか	
	傾斜路	-
	(1)幅は150cm以上(段に併設する場合は120cm以上)であるか	
	(2)勾配は1/15以下であるか	
	(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は免除)	
	(4)両側に手すりを設けているか(高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)	
(5)前後の通路と識別しやすいものか		
上記、、、(1)から(3)は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る		
上記、、、(1)から(3)は車いす使用者の利用上支障がないもの(1)は適用除外		
駐車場 (第 12 条)	車いす使用者用駐車施設を設けているか(原則2%以上)	
	(1)幅は350cm以上であるか	
	(2)利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか	
浴室等 (第 13 条)	車いす使用者用浴室等を設けているか(1以上)	
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
標識 (第 14 条)	エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	
案内設備 (第 15 条)	エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)	
	エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか	
	案内所を設けているか(、、、の代替措置)	

1 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分(告示第1488号)

視覚障害者移動等円滑化経路 (道等から案内設備までの主な経路に係る基準) 1

施設等	チェック項目	
案内設備までの経路 (第 16 条)	線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置 (風除室で直進する場合は免除) 1	
	車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか 2	

1 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1489 号)

・自動車車庫に設ける場合

・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等又は音声誘導装置で誘導する場合

2 告示で定める以下の部分を除く(告示第 1497 号)

・勾配が 1 / 20 以下の傾斜部分の上端に近接する場合

・高さ 16 cm 以下で勾配 1 / 12 以下の傾斜部分の上端に近接する場合

・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

様式第3号(第6 関連)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律  
第17条第5項の規定による特定建築物の建築の計画通知書

第 号  
年 月 日

建 築 主 事 様

通知者官職氏名 浜松市長 鈴木 康友 印

特定建築主氏名 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地

設計者氏名 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名


受付欄	消防関係同意欄	決 裁 欄	通知番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印

様式第7号(第8 関連)

認定しない旨の通知書

第 年 月 日 号

様

浜松市長 鈴木 康友 

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築物の所在地

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第1項(同法第18条第1項の規定により準用する同法第17条第1項)の規定による上記の認定の申請は、下記の理由により、認定しないことを決定したので通知します。同法第17条第4項の規定により適合通知を受ける旨の申出をした申請の場合にあっては、別途確認の申請書を提出して建築主事の確認を受ける必要がありますので申し添えます。

なお、この処分について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。

記

理由

様式第8号(第8 関連)

認定申請に係る建築基準法の処分についての通知書

第 年 月 日 号

様

浜松市長 鈴木 康友 印

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築物の所在地

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第1項（同法第18条第1項の規定により準用する同法第17条第1項）の規定による上記の認定の申請は、建築主事から適合するかどうかを決定することができない旨の通知があったので、速やかに是正のための措置をとるよう通知します。

なお、この処分について不服のある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、浜松市長に対して審査要求をすることができます。

記

- 1 通知年月日 年 月 日
- 2 建築主事の所属及び氏名
  - (1) 所属
  - (2) 氏名
- 3 理由

変更認定申請書

年 月 日

(あて先) 浜松市長 鈴木 康友

住 所  
申請者  
氏 名  
電話番号  
印

年 月 日付け 第 号により計画の認定を受けた認定特定建築物の建築及び維持保全の計画について、次のとおり計画の変更をしたいので、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第18条第1項の規定により認定申請書を提出します。

1 認定建築物の内容

(1) 名 称			
(2) 所 在 地			
(3) 認定通知番号・年月日			
ア 通知番号	第	号	
イ 通知年月日	年	月	日
(4) 確認の特例の有無			
	有	・	無
(5) 建築確認番号・年月日			
ア 確認番号	第	号	
イ 確認年月日	年	月	日

2 計画の変更

(1) 計画の変更の内容

---

---

(2) 計画の変更の理由

受付欄	決裁欄	変更認定欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

備考

- 1 必要事項を記入し、又は該当事項を で囲んでください。
- 2 印のある欄には、記入しないでください。
- 3 変更の内容を記載した図書(誘導的基準チェックシートを含む。)を添付してください。

変 更 認 定 通 知 書

認定番号 第 号  
認定年月日 年 月 日  
( ) 確認番号 第 号  
確認年月日 年 月 日  
建築主事の氏名

様

浜松市長 鈴木 康友 印

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第18条2項において準用する同法第17条第3項の規定により、 年 月 日付け 第 号により認定したので、通知します。

記

- 1 変更申請年月日 年 月 日
- 2 特定建築物の位置
- 3 特定建築物の概要
  - (1) 主要用途
  - (2) 延べ面積
  - (3) その他の事項


( ) は法第 17 条第 4 項の規定により適合通知を受けた場合に記入されます。

様式第 11 号 ( 第 10 関連 )

認定特定建築物の建築又は維持保全状況報告請求書

第 号  
年 月 日

様

浜松市長 鈴木 康友 

年 月 日付け 第 号により計画の認定をした認定特定建築物の建築又は維持保全の状況について、下記により報告するよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 53 条第 4 項の規定により、請求します。

記


- 1 認定特定建築物の名称及び所在地
- 2 報告を求める事項
- 3 報告の提出先
- 4 報告の期限



認定特定建築物改善命令書

第 年 月 日 号

様

浜松市長 鈴木 康友 

年 月 日付け 第 号により計画の認定をした認定特定建築物の建築又は維持保全について、下記のとおり改善に必要な措置をとるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 21 条の規定により、命令します。

なお、この処分について不服のある場合は、この通知書を受け取った翌日から起算して 60 日以内に、浜松市長に対して審査要求をすることができます。

記

- 1 認定特定建築物の名称及び所在地
- 2 改善すべき事項
- 3 改善措置の期限

認定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

浜松市長 鈴木 康友 印

年 月 日付け 第 号により計画の認定をした認定特定建築物の建築又は維持保全について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 22 条の規定により、下記のとおり認定を取り消したので通知します。

なお、この処分について不服のある場合は、この通知書を受け取った翌日から起算して 60 日以内に、浜松市長に対して審査要求をすることができます。

記

- 1 認定特定建築物の名称及び所在地
- 2 計画の認定を取り消す理由

認定申請取下げ届

年 月 日

(あて先) 浜松市長 鈴木 康友

認定申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

次の認定申請は、取り下げたいので届け出ます。

- |   |           |       |
|---|-----------|-------|
| 1 | 申請年月日     | 年 月 日 |
| 2 | 申請建築物の名称  |       |
| 3 | 申請建築物の所在地 |       |
| 4 | 取下げの理由    |       |

受付欄	決裁欄	処理欄
年 月 日		年 月 日
第 号		
係員印		係員印

備考

- 1 印のある欄には、記入しないでください。

工事取りやめ届

年 月 日

(あて先) 浜松市長 鈴木 康友

住所  
認定建築主等  
氏名  
電話番号

印

次の認定特定建築物の工事を取りやめたいので、認定通知書を添えて届け出ます。

1	申請建築物の名称
2	申請建築物の所在地
3	認定通知番号・年月日 (1) 通知番号            第        号 (2) 通知年月日        年    月    日
4	確認の特例の有無        有        ・        無
5	建築確認番号・年月日 (1) 確認番号            第        号 (2) 確認年月日        年    月    日
6	工事を取りやめる理由

受付欄	決裁欄	処理欄
年 月 日		年 月 日
第 号		
係員印		係員印

備考

- 1 必要事項を記入し、又は該当事項を で囲んでください。
- 2 印のある欄には、記入しないでください。
- 3 4 欄の確認の特例を受けている場合は、建築確認の計画廃止届出書を併せて提出してください。

維持保全計画届

年 月 日

(あて先) 浜松市長 鈴木 康友

住所  
認定建築主等  
氏名  
電話番号  
印

次の認定特定建築物の維持保全に関する計画を作成したので、届け出ます。

1	申請建築物の名称
2	申請建築物の所在地
3	認定通知番号・年月日 (1) 通知番号 第 号 (2) 通知年月日 年 月 日
4	所有者の氏名 (法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名)
5	管理者の氏名 (法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名)
6	維持保全責任者の氏名
7	維持保全業務の委託 する・しない (1) 委託先の名称 (2) 委託業務の内容
8	維持保全業務の概要 特定施設 / 維持保全業務の内容

受付欄	決裁欄	処理欄
年 月 日		年 月 日
第 号		
係員印		係員印

備考

- 7 欄は、該当するものを で囲み、「する」の場合は、(1)及び(2)についても記入してください。
- 8 欄は、特定施設ごとに、定期的な点検の実施計画及び修繕計画等維持保全業務の内容として予定していることを記入してください。
- 印のある欄には、記入しないでください。

## 工事完了報告書

年 月 日

(あて先) 浜松市長 鈴木 康友

住所  
認定建築主等  
氏名  
電話番号

印

次の認定特定建築物の工事が完了したので、報告します。

1	申請建築物の名称
2	申請建築物の所在地
3	認定通知番号・年月日 (1) 通知番号 第 号 (2) 通知年月日 年 月 日
4	確認の特例の有無 有 ・ 無
5	建築確認番号・年月日 (1) 確認番号 第 号 (2) 確認年月日 年 月 日
6	工事完了年月日 年 月 日
7	工事中の軽微な計画変更の内容
8	工事監理者 (1) 事務所名 (2) 氏名 (3) 電話番号

受付欄	決裁欄	処理欄
年 月 日		年 月 日
第 号		係員印
係員印		

### 備考

- 1 必要事項を記入し、又は該当事項を で囲んでください。
- 2 印のある欄には、記入しないでください。